

# 社会人部壮年 O-50/60 加盟規定

## 第1条 登録資格

登録者は以下の条件を満たさなければならない

1. 原則として足立区在住・在勤者であること、または執行部が認めたチーム・参加者
2. O-50 は9月1日時点で満年齢47 歳以上であることとする。  
O-60 は9月1日時点で満年齢 57 歳以上であることとする。  
また O-60 においては女子の参加も可とする
3. スポーツ傷害保険に加入していること

## 第2条 登録組織

加盟チームは15名以上で組織し、代表者、リーグ運営委員、審判委員各1名、および審判有資格者4名以上を置かなければならない、また審判有資格者2名を登録審判員として審判委員会に登録する

## 第3条 加盟申請

加盟希望するチームは文書(「原則」加盟申請書)をもって社会人部壮年部長(事務局)に加盟申請する

1. 加盟申請書
2. 登録申込書
3. 登録選手の年齢証明書、顔写真(カラー)(縦 3cm×横 2.4cm)、正面、無帽、無背景のもの
4. 会費(別途)

## 第4条 会費

各チームは次に定める会費を指定の期日までに納めなければならない

申請(振込)がされない場合は勝ち点「3」を剥奪する

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| 1. チーム登録費(O-50) | 25,000 円   |
| 2. チーム登録費(O-60) | 10,000 円   |
| グランド代           | 別途         |
| 3. 選手登録費        | 1,500 円／一人 |

## 第5条 新規申請期限

新規加盟申し込みは前年3月末を締め切りとする

## 第6条 加盟承認

申請を受けた社会人部部長(事務局)は規定された資格を有していることを確認し、運営会議にて協議の上参加の可否を決定する

## 第7条 ID カード発行

加盟が承認されたチームには登録選手一覧と登録選手全員の ID カードが支給される

## **第8条 加盟の継続・脱会**

1. 脱会を希望する場合は、当該年度のリーグ終了時、または年度末の運営会議までに社会人部壮年部長、又は運営委員長に連絡する(出来れば文書が望ましい)、「脱会」の連絡が無い場合は、自動的に継続される
2. 継続は、年初に事務局から配布されたチーム登録選手一覧を参照し、新規登録選手・抹消選手等のとりまとめを行い、所定の書面で申請する
3. 年度初めの総会において新に修正されたチーム登録一覧が加盟チームに配布される
4. IDカードは原則として三年に一度、新たなものに更新・配布される。

## **第9条 事業協力**

加盟チームは足立区スポーツ協会ならびに足立区サッカー協会が主催する、または主管する事業に協力しなければならない(従事当番性あり)

従事当番者には基本的に半日一人5,000円を支給される

## **第10条 規約規定の遵守**

加盟が承認されたチームは、社会人部壮年規約、各種規定および運営マニュアル等を遵守し、競技の円滑且つ健全な運営に協力しなければならない。

## **第11条 違反行為**

上記に違反し、協会機関より改善勧告を受けた後も改まらなければ除名となる場合もある

## **第12条 規定・規則の改廃**

この規定・規則の改廃は、社会人部壮年議決機関の承認を必要とする

## **第13条 規定・規則の準用**

この規定・規則で明らかなでない事項は、規約または執行部の決定に準ずる

## **第14条 規定・規則の施行**

この規定・規則は、2025年9月1日より施行する

# 社会人部壮年 O-50/60 運営規定

## 第一章 公式戦

### 第1条 公式試合

社会人部壮年 O-50/60 が主催する公式戦は以下の通りとする

1. エンジョイ・リーグ戦 (O-50部・O-60部制)
2. エンジョイ・トーナメント戦 (O-50部・O-60部制)

### 第2条 リーグ編成

1. リーグ編成においては、脱退・新規加盟チームの状況により編成を見直すこととする
2. リーグ編成を変更する際は運営会議にて承認を得る
3. 上記リーグ編成見直し時期はリーグ終了時から翌年リーグ開始までとする
4. 非常時にはこの規定にあらず、執行部にて協議し、編成を決定する

## 第二章 資格

### 第3条 競技参加資格

社会人部壮年 O-50/60 加盟規定、第一条「登録資格」の条件を満たしているもの

## 第三章 競技規則

### 第4条 競技規則

足立区が主催する試合は、基本的に該当年度における(財)日本サッカー協会競技規則に基づく、年度途中に改定があった場合は都度検討する、その他は下記に

1. 試合時間は、前後半50分とし、リーグ戦において延長戦は行なわない、トーナメント戦においては原則即時三人制の PK 戦にて勝ち上がりを決定する
2. 試合の成立は試合開始前に10人の選手が揃っていること
3. 選手の交代はメンバー表に登録された選手は随時交代が可能。また、再入場も可能
4. スライディングタックルは全面的に禁止とする⇒再開方法は直接フリーキックです  
ペナルティーエリア内で GK 以外の守備側の選手がスライディングタックルのファールを行った場合、再開方法はペナルティーキックとなる。また、ペナルティーエリア内 GK によるスライディングタックルは、スライディングタックルの禁止にはあたらない
5. ユニフォームは原則各チーム、ホーム用アウェー用の二着を用意する
6. 各チームのメンバーが11名以上揃っている場合でも、最大 3 名まで助っ人をメンバー表に記載した上で出場可とする

### 第5条 不戦試合の処置

不戦試合が生じた場合、勝チームは得点3、負チームは失点3とし、さらに勝ち点をマイナス3とする

## 第6条 順位の決定(リーグ)

リーグ戦順位は下記の勝ち点の合計により決定する。

1. 勝(含む不戦勝) 3点
2. 引き分け 1点
3. 負け 0点
4. 不戦敗 -3点

勝ち点が同じ場合、次の順で順位が決定する。

1. 得失点差の多い順
2. 総得点の多い順
3. 当該チームとの対戦成績
4. 抽選

## 第四章 運営規則

### 第7条 競技の運営・設営

競技の運営・設営は基本的に別途「社会人部壮年運営マニュアル」に則って運営する

### 第8条 処分・制裁

社会人部壮年 O-50/60 運営規定に違反した場合、社会人部壮年規約に定める社会人部壮年機関での議決を経て処分することができる

1. 処分者の処置として、リーグ戦において警告累計2回を受けたものは次の1試合を出場停止処分とする
2. 退場処分を受けたものは最低次の1試合を出場停止とし、事後の処分を運営委員会に委ねる
3. 警告や処分は年度を持ってリセットとする(リーグ・トーナメント大会は引き継ぐ)

## 第五章 附則

### 第9条 規定・規則の改廃

この規定・規則の改廃は、社会人部壮年議決機関の承認を必要とする

### 第10条 規定・規則の準用

この規定・規則で明らかなでない事項は、規約または執行部の決定に準ずる

### 第11条 規定・規則の施行

この規定・規則は、2025年9月1日より施行する

# 社会人部壮年 O-50/60 運営要綱

## 第1条 運営

原則、社会人部壮年運営規定第9条「競技の運営・設営」における「社会人部壮年運営マニュアル」に則って運営する

## 第2条 メンバー表の提出(助っ人について)

- ① 競技チームは試合開始30分前までにメンバー表を審判担当(本部)に提出し、メンバーチェックを受ける
- ② 助っ人を依頼する場合は手書きとし、報告書に各チームの助っ人数を毎回記入し、年間の回数を事務局にて集計する
- ③ 助っ人は、各チームのメンバーが11名以上揃っている場合でも、最大3名まで助っ人をメンバー表に記載した上で出場可とする  
年に数回助っ人を依頼したチームには、翌年以降の改善を促すよう勧告し、指導、確認を行う。

## 第3条 選手登録

原則、足立区サッカー協会社会人部壮年の登録選手とする、。

## 第4条 選手交替

- ① 交替人数はフリーとする。交替退場者も再入場可(自由な交代)
- ② どこから退場しても良いが退場後は速やかにユニフォームを脱ぐ。
- ③ 交替はアウトオブプレー時、交替者が退場した時に本部前から入場する。
- ④ 審判・本部担当は参加各チームが持ち回りで担当する。年間スケジュールに対戦チーム名とともに明記される。

## 第5条 試合結果の報告・記録

第1試合の審判(本部)担当チームは全試合の結果報告書を用意し申し送りし最後の試合の審判(本部)担当チームが翌週の火曜日までに運営委員会(事務局)に結果を、メールにて報告する。  
事務局はこれを記録し保管する。

## 第6条 罰則・退会

主管である足立区社会人部壮年運営委員会にて協議の上、対象選手あるいはチームに相当する罰則が与えられ、必要なら退会を申し渡す。

## 第7条 棄権・警告・退場

やむをえない理由により棄権する場合は事前に事務局に申し出る。  
警告、退場については担当審判の判断にゆだねる。  
スライディングタックルの禁止。⇒直接フリーキック

## 第8条 競技規則

「基本的」に社会人部壮年運営規定第三章第5条に則る

## 第9条 試合の成立

選手が10人未満のチームは棄権扱いとし不戦敗(0-3、勝ち点-3)とする。  
助っ人を採用した場合はこの限りではない。

## 第10条 大会

- ① 50/60シニアリーグ→参加チームの総当り。

② 50／60トーナメント大会→リーグ参加チームによるトーナメント  
第11条 連絡先

④ O-60リーグ運営委員長 高橋 鉄也

携帯番号 090-3499-0235

メールアドレス takarssy@aurora.ocn.ne.jp

携帯メールアドレス tetsu-tmrssy0604@docomo.ne.jp

⑤ O-50リーグ運営委員長 岩崎 光宏

携帯番号 090-7232-2727

メールアドレス mitsuhiro\_iwasaki15@fla.go.jp (勤務先)

携帯メールアドレス mitsu\_s08.y11@docomo.ne.jp

⑥ 社会人部運営委員長 関根 滋

携帯電話 090-6508-0628

メールアドレス s.k-sige.7@tbm.t-com.ne.jp

この規定・規則は、2025 年 9 月 1 日より施行する

| 改定履歴 |          |                                                                            |
|------|----------|----------------------------------------------------------------------------|
| 版番   | 制定・改定日   | 主な改訂箇所・理由                                                                  |
| 1    | 2025/9/1 | 社会人部壮年 O-50/60 加盟規定 新設<br>社会人部壮年 O-50/60 運営規定 新設<br>社会人部壮年 O-50/60 運営要項 新設 |
| 2    |          |                                                                            |
| 3    |          |                                                                            |
| 4    |          |                                                                            |
| 5    |          |                                                                            |
| 6    |          |                                                                            |
| 7    |          |                                                                            |
| 8    |          |                                                                            |